

## 国立大学法人 上越教育大学中期計画

### I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

#### 1 教育に関する目標を達成するための措置

##### (1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

○教育課程、教育方法及び教育の成果

(学士課程)

01 「21世紀を生き抜くための能力+ $\alpha$ 」を備えた教員を養成するため、学生が各学年段階や卒業時までに修得すべき到達目標及び確認指標である上越教育大学スタンダードと、それに基づいた各科目の具体的達成基準であるルーブリック等を新たに作成し、それらを踏まえつつ、教育課程の編成方針及び編成基準により新カリキュラムを編成する。

02 学生の実践力や思考力を高めるための授業科目を中心に、第3期中期目標期間中に全授業科目の5割以上の科目でアクティブ・ラーニングを積極的に取り入れることにより、学校現場でアクティブ・ラーニングを実践できる教員の養成を行う。

03 全国的な初等中等教育に対するニーズの把握を行うため教育委員会や学校教育現場等の関係者との緊密な意見交換を行うとともに、在学生及び卒業生への教育の成果・効果に関する調査等を実施し、ICT教育や英語教育の活性化、インクルーシブな教育、いじめ等の生徒指導などを学校現場で実践できるカリキュラムを編成する。

04 教員就職に向けた全学的・組織的なキャリア教育や、Institutional Research（以下：「IR」と表記）による学修成果等の分析に基づくきめ細かな就職指導により、学生の教職への意欲を高め、教員採用試験の受験率を向上させるとともに、進学者と保育士就職者を除く卒業生の教員就職率を80%以上とする。

(大学院課程)

[修士課程]

05 修士課程においては、教科及び教職に係る優れた実践的な指導力と研究能力を備えた教員を養成するため、教育課程の編成方針及び編成基準に基づいて、実践的課題を見据えた研究指導を実施する新カリキュラムを編成する。

06 教員養成系大学・学部以外の出身者については、学部段階での多様な学修内容を基礎として、初等中等教育の場における教科及び教職に係る実践的カリキュラムを編成し、実践的な指導力を備えた教員を養成する。

[専門職学位課程]

07 専門職学位課程においては、確かな指導理論と優れた応用力を備えたスクールリーダー及び学校づくりの有力な一員となり得る実践的な指導力・展開力を備えた新人教員を養成するため、教育課程の編成方針及び編成基準により「学校支援プロジェクト」を中心とした新カリキュラムを編成する。

[修士課程、専門職学位課程 共通]

- 08 学生の実践力や思考力を高めるための授業科目を中心に、第3期中期目標期間中に全授業科目の5割以上の科目でアクティブ・ラーニングを積極的に取り入れることにより、学校現場でアクティブ・ラーニングを実践できる教員の養成を行う。
- 09 全国的な初等中等教育に対するニーズの把握を行うため教育委員会や学校教育現場等の関係者との緊密な意見交換を行うとともに、在学生及び卒業生への教育の成果・効果に関する調査等を実施し、ICT教育や英語教育の活性化、インクルーシブな教育、いじめ等の生徒指導などを学校現場で実践できるカリキュラムを編成する。
- 10 現職教員以外の学生に対しては、教員就職に向けた全学的・組織的なキャリア教育や、IRによる情報に基づくきめ細かな就職指導を行い、進学者及び外国人留学生を除く修了生の教員就職率を、修士課程においては75%以上、専門職学位課程においては100%とする。

○成績評価等

- 11 「21世紀を生き抜くための能力+α」の育成に関連した上越教育大学スタンダード、ループリックの見直しを踏まえ、成績評価基準を新たに作成し、同基準に基づく評価手続き及び評価の体制を明確に学生に周知し、厳格な成績評価を行う。

**(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置**

○教職員の配置

- 12 学校現場（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）での指導経験を持つ大学教員や本学が行う学校現場に密接に関連する実務的な研修経験を持つ大学教員の割合が、第3期中期目標期間末には約5割となるよう教員を確保する。

このため、学校現場で指導経験のない大学教員に対しては、学校教育に関する理論的研究に基づいた、学校現場に密接に関連した実践的な教育を行うため、附属学校等において学校現場の実態と課題などについて理解を深めるための実務的な研修を行う。

○教育環境の整備

- 13 アクティブ・ラーニング等の実践の場として、図書館機能を充実するとともに、教室等の教育環境やICT基盤を整備・充実する。とりわけ図書館機能については、学生がグループで協働学修を行えるグループワークスペースの設置や、教員が所蔵資料やICT基盤を活かし図書館内で講義を行える環境を整備する。

○教育の質の改善、教育研究システムの改善

- 14 授業の質の向上や改善を推進するため、学生による授業評価及び教員の自己評価に係る取り組みをさらに充実・促進し、段階的に全ての授業を公開するとともに、学生を交えたワークショップ形式の研修やアクティブ・ラーニングの積極的な実践に向けた研修等を毎年度実施する。

**(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置**

- 15 「学生生活実態調査」及び「大学会館に関するアンケート調査」を学部学生及び大学院学生を対象に平成29年度及び平成32年度に実施し、授業、教育研究環境、学生生活や健康等に関する実態並びに大学会館の利用状況等を把握する。その結果に基づき課題とされた事項について改善し、充実した学生生活を支援する。
- 16 学生宿舎等の居住環境の機能改善及び福利厚生事業の点検・見直しを不断に行い、キャンパスライフに関する学生の満足度を向上させる。
- 17 学生の教員への就職を見据えた、学校でのボランティア活動等の体系化の推進や、地域における学生の自主的で多様な学びの機会を充実するとともに、これら活動を支援する体制を強化するなど、一貫した総合的な学生支援を実施する。
- 18 学修支援に係るTA（ティーチング・アシスタント）、RA（リサーチング・アシスタント）、TS（ティーチング・ソポーター）の充実などサポート機能を強化し、学生の主体的・協働的な学びを支援する。
- 19 附属図書館、情報メディア教育支援センターが一体となって、学術情報に関するサポート体制を構築するなど、学修支援に係るサポート機能を強化する。また、本学学生が地域の児童に読み聞かせを行う交流活動を通して学生の読書指導力の養成を図るなど、学生が主体的に学修できるプログラムを推進する。
- 20 障害等による特別な配慮が必要な学生に対するノートテイカーなどの支援に際しては、教員として学校現場においてその経験を活かすことを考慮し、本学の学生が当該支援を行う体制を整備する。
- 21 全学生の定期健康診断を行うとともに学部新入生及び大学院新入生を対象にUPI（大学生精神健康調査）を実施し、身体的・精神的な問題を把握する。その結果に基づき必要に応じて面談を行い、悩みを抱えた学生や特別な配慮を必要とする学生を支援する。
- 22 教員採用に向けた就職指導について、入学から卒業・修了までの一貫した連続性を考慮してさらに内容を充実し、ガイダンス、採用試験対策講座、模擬試験等を実施するとともに、教員採用の全国的な動向を把握し、学生に情報提供を行う。
- また、個々の学生に対して、キャリアコーディネーター（公立学校校長等の経験者）や教員採用試験ジョブアドバイザー（現職派遣学生のボランティア）による就職相談・指導を行う。
- 卒業生・修了生にも就職情報の提供や就職相談・指導等の支援を行う。

#### (4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

(学部)

- 23 「21世紀を生き抜くための能力+ $\alpha$ 」を備えた教員を養成するため、新テスト「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」等の導入を踏まえたアドミッション・ポリシーの見直しを平成28年度中に行う。
- 24 「21世紀を生き抜くための能力+ $\alpha$ 」を備えた教員を養成するため、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」及び「主体性・多様性・協働性」を多面的・総合的に評価する個別選抜方法の検討を高大接続システム改革会議における検討状況を注視しつつ、平成30年度までに行い、平成33年度入学者に係る選抜から実施する。

また、上記選抜方法の妥当性及び信頼性の検証を目的とし、入学者の追跡調査等を行う。

(大学院)

- 25 「21世紀を生き抜くための能力+ $\alpha$ 」を備えた教員を養成するため、アドミッション・ポリシーの見直しを平成28年度中に行う。
- 26 明確な研修課題を有する現職教員及び多様な社会人経験・学修経験を有する者等の大学院入学希望者の教職に関する能力・意欲・適性等を総合的に評価する入学者選抜を行う。

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

#### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- 27 連合大学院（博士課程）を構成する大学として、現代的教育課題の解明や解決に資する臨床的研究、教育活動の基礎となる教科専門領域の国内外の先導的な研究を推進するプロジェクト研究等を実施する。また、こうした研究の際に、理論と実践の往還のため修士課程と専門職学位課程の教員の協働を推進する。
- 28 学校現場が抱えている、学力向上、コミュニティスクールやインクルーシブ教育システムなどの諸課題やニーズに対応した研究を推進するため、地域の学校教員との連携によるプロジェクト研究等を実施する。
- 29 出版会による出版物の刊行や本学のリポジトリに教育研究資料を毎年度150件以上登録する等の取り組みを通して、教育研究成果を国内外へ発信するとともに、研究成果のオープンアクセス化を推進する。

#### (2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 30 現代的教育課題の解決に向けた研究を推進するため、教育委員会や学校現場等との連携体制を強化するとともに、学校現場における指導経験を有する者や教育実践に関する研究実績を有する研究者等を配置するなど、研究実施体制を強化し、支援に係る組織体制を充実する。
- 31 社会的要請の高い研究や実践的・先導的な研究の推進とその研究成果の積極的な公表を支援するために、地域の学校教員や大学院生を研究協力者とするプロジェクト研究の推進や上越教育大学出版会における出版などに対し、効果的

な研究資金の重点配分を行う。

- 32 教員養成の質的向上に向け、次世代を担う若手教員の研究推進に資するため、海外との研究交流や研究スペース等に配慮した研究支援を行う。また、本学の強み、特色を活かすべく「21世紀を生き抜くための能力+α」向上に係る若手教員の研究についての助成を毎年度実施する。

### 3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

- 33 新潟県における教員の大量退職時期を見据え、学校ミドルリーダーを育成するための調査研究事業を、教育委員会などの行政機関と連携して実施する。
- 34 新潟県教育委員会及び新潟市教育委員会と協働・連携し、「小・中学校の理科教育において中核的な役割を担う教員を養成する事業（コア・サイエンス・ティーチャー養成プログラム）」を継続して実施することにより、本プログラム修了者が県内の地区理科教育センター等において、本プログラムの内容を活用して行う研修指導等の活動を支援する。
- 35 教育委員会との人事交流による職員が配置されている学校教育実践研究センターの特色を活かし、学校現場が抱えている課題をテーマに設定したセミナーを年間50回以上実施する。
- 36 公開講座について、大学を身近に感じてもらえるよう、学校教育に関わるテーマだけでなく市民の興味がわくようなテーマも設定し毎年15件以上実施する。また、このうち大学院の一部の授業科目を一般に開放した公開講座も実施する。
- 37 大学教員が、地域などの求めに応じ依頼先に出向いて講義等を行う出前講座について、毎年、大学教員数の50%以上の件数の講座を開講する。
- 38 新潟県内の国公私立大学等で設立した「教員免許状更新講習コンソーシアム新潟」の幹事校として、県内における免許状更新講習の取りまとめを行う。また、多様な免許が取得できる本学の特色を活かし、特別支援教育を含む講習を実施する。
- 39 近隣の大学、地方自治体、調査研究機関や産業界等との密接な連携・協働を進め、新潟県立看護大学との連携講座などを実施することにより、地域の教育や健康等に資する事業や研究を実施する。
- 40 我が国の教育・研究の振興に貢献するため創設した「辰野千壽教育賞」により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、保育所等の教育現場における特色ある実践研究及び先進的取り組みに対し、更なる発展に向け積極的な支援を実施する。
- 41 大学院が実施する学校実習等を組織的に円滑に実施するため、上越市、妙高市、糸魚川市及び柏崎市の教育委員会及び校長会の協力を得て「学校実習コンソーシアム上越」を設立し、地域全体で学校実習等を支える体制を整備するとともに、小・中学校等が抱える課題を解消するための「学校支援プロジェクト」及び「課題研究プロジェクト」による学校実習等を、毎年度35校以上で実施する。
- 42 地域の小学校児童の、土・日曜日における学習やスポーツ、体験学習などの様々な活動を一層促進するため、学生の自主的な活動である「学びのひろば」の実施に際し、人的・物的側面から支援を充実する。

## 4 その他の目標を達成するための措置

### (1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

- 43 「21世紀を生き抜くための能力」のうち実践力、特に持続可能な社会を意識させるために、異文化コミュニケーション能力と異文化理解マインドを持った教員を養成する。このため、英語でのコミュニケーション能力を高めるため、英語のみを使用した授業を導入するほか、海外の教育・文化の理解、語学研修などの体験型科目や小学校英語指導法等の新たな科目を開設・開講する。また、異文化を体験することを重視し、海外の教育・文化に触れる短期留学プログラムや海外協定校との交流・共同授業実践を増やす。
- 44 本学の持っている教員養成の総合力、教科教育のノウハウ等を、海外協定校をはじめ世界に向けて発信するネットワークを構築し、海外で講演会、講習会などを開催する機会を教員に提供する。
- また、研究者の受け入れや共同研究を積極的に推進するとともに、若手教員や実務教員をはじめ教員の海外派遣、国際研究プロジェクトや国際学会の参加などの研究交流事業をサポートする。
- 45 本学で開発する「21世紀を生き抜くための能力+ $\alpha$ 」の育成のためのモデルカリキュラムについて、海外協定校と共同研究を進め、その成果を教育課程に反映する。
- 46 海外協定校との連携を深め、毎年度30人以上の外国人留学生を受け入れる。また、チューター制度、留学生による母語講座、留学生及び日本人学生による外国人児童生徒への修学支援などの地域社会や学校からのニーズに応じた支援事業を積極的に行うとともに、地域の特色を活かしたスキー事業などを実施し、外国人留学生と日本人学生及び地域社会との交流活動を活発にし、キャンパスの国際化を推進する。
- 47 日本人学生の海外派遣留学及び海外での教育研究活動を一層促進するため、上越教育大学基金による留学生奨学事業の実施や各種奨学金の案内により、経済的な支援を行う。
- また留学説明会の実施や協定校アドバイザーによる協定校の情報提供を行う。さらに、海外での教育実習の履修要件化や海外の大学で履修した授業の単位化を実施する。

### (2) 附属学校に関する目標を達成するための措置

- 48 大学と協働して、附属幼稚園から附属中学校までを通した「21世紀を生き抜くための能力」育成のための教育課程のモデルを開発、実践し、この成果を大学の教育実習に活用する。また、附属学校教員が大学での指導法に関する授業を担当し、学生が教員として実践的な力量を形成するための一翼を担うなどの日常的な連携を行う。
- 49 今日的な教育課題に対する先導的な研究を推進する。その際には、地域の公立学校園教諭を研究協力者として協働的な研究開発に努めたり、附属学校園教

- 員を公立学校園の校内研修に講師として派遣したりし、研究成果の共有を図る。
- 50 県教育委員会が主催する初任者研修等の授業参観や協議の場の提供を行ったり、附属学校園教員が市教育委員会の教育センター研修の講師等の役割を担ったりするなど、教育委員会等との連携を継続して推進する。
- 51 グローバル化に対応するために、児童・生徒が海外の協定校との相互の交流事業を通じて国際理解を深める。
- 52 学校現場での指導経験のない大学教員が、学校現場の実態と課題を理解した上で、学生の指導に努める意識を醸成することを目的として、大学と附属学校が連携して研修実施体制を整備し、附属学校等において研修を実施する。

## II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためによるべき措置

### 1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

- 53 ガバナンス機能の強化を図るため、学長の補佐体制及び学内の管理・運営体制の点検・不断の見直しを進める。また、学長補佐体制、管理・運営体制を含め業務運営全般のP D C Aサイクルに監事による監査結果を反映する。
- 54 監事2名のうち1名を常勤として監事機能を強化し、監事が学内の重要な会議はもとより他の会議等にもオブザーバーとして出席して意見を述べる機会を確保する。また、監査結果については、全教員が出席する教授会においても周知を図る。
- 55 本学の教育研究に関する取り組み状況の説明や教育委員会からのニーズを把握するため、教育委員会との連携協議会を毎年2回以上開催するとともに、近県の教育委員会幹部等で構成する本学教育諮問会議を毎年開催することにより、学外委員や教育委員会からの評価や要請を的確に把握して、本学の教育研究組織の改善に反映する。
- 56 大学の強み・特色を発揮するため、「21世紀を生き抜くための能力+ $\alpha$ 」育成の視点に配慮し、大学教員の人材評価項目・基準を再検討する。また、評価結果を給与に反映させるとともに、教育研究や学内・学外貢献に対して表彰制度を創設し、研究費等において優遇措置を講ずることにより組織を活性化させる。
- 57 組織を活性化させるため、第3期中期目標期間中に採用する大学教員（学校現場での指導経験を有する者を除く。）については、50%以上を若手教員にするとともに、年俸制・任期制を活用した採用を行う。
- 58 全構成員が積極的に組織運営の改善や大学改革の推進に参画する意識を醸成するため、学長が構想や方針等を教職員に対して説明し、意見交換を行う「全学教職員集会」の開催や、電子掲示板上に関連情報を掲載し、意見交換が行える機会を確保する。
- 59 男女共同参画を推進するため教職員の2割以上が女性となるように採用計画を進めるとともに、女性の管理職登用を推進し、管理職に占める女性教職員の割合を、第3期中期目標期間末までに2割以上とする。

### 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

(学部)

60 教員としての総合的な資質と実践的な能力の育成を重視し、小中一貫教育への対応等の機能強化に向けて専修・コースの改組を行う。また、教育現場における焦点化した問題の設定と解決する力や、学校現場の諸課題を多面的・総合的に捉え解決する力を持った高度専門職業人としての教員を養成するため、学部段階で修士レベルの内容を履修するなど、修士課程、専門職学位課程への接続を考慮し、大学院での学びをより深化させる6年（5年）一貫プログラムを導入する。

(大学院)

61 修士課程における教科及び教職に関する専門性と、専門職学位課程における学校現場の諸課題の解決に関する実践力・応用力等の両課程の強み・特色を活かし、両課程が協働して教育研究成果の共有をはじめ、教育内容や指導法とその検証等を行う体制を構築する。

(修士課程)

62 教育現場における教科及び教職に係る優れた実践的な指導力と研究能力の向上を重視し、教育現場の焦点化した問題の設定と解決の方策を総合的に捉える教育課程を編成し実施するために、現代的課題の理解と実践的課題解決に資する研究指導体制の再構築に向けて、専攻・コースの改組を行う。

(専門職学位課程)

63 学校における指導的役割を果たし得る実践力・応用力の修得を重視し、教育委員会や学校現場における要望等を踏まえ、学校現場の諸課題を多面的・総合的に捉え解決に資する教育実践及び、連携協力校等における学校支援（実践）とその実践の省察及び成果の還元を内容とした授業（「学校支援プロジェクト」）のさらなる充実に向け教員組織体制を強化する。

### 3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

64 事務職員の職位・職階（スタッフ、主査、副課長、課長）ごとに必要となる能力・資質をわかりやすく明示し、向上心を持って職務に臨む意識を醸成するとともに、業務内容に応じた事務処理マニュアルの見直しを行う。

65 事務系職員のキャリアアップと組織の活性化を図るため、毎年度職員の5%を目標に他機関との人事交流を行う。

66 国立大学協会が主催する実践セミナー等の専門的知識を修得する研修や各階層を対象とした研修を受講させるとともに、中堅・若手を中心とする職員のニーズを踏まえたスタッフ・ディベロップメント研修を開催し、毎年度事務系の全職員に1回以上研修を受講させる。

## III 財務内容の改善に関する目標を達成するためによるべき措置

### 1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

67 自己収入の増加・多様化に向けた取り組みとして、各種料金設定を見直すとともに

に、新たな自己収入増加の取り組みを2つ以上企画し、実施する。

68 科学研究費助成事業の獲得向上に向け、支援体制の強化など積極的な取り組みを行い、第3期中期目標期間中に、新規採択率35%を達成する。

69 創立40周年となる平成30年に向けて、記念事業の計画を作成し、そのための財源として上越教育大学基金への募金を計画的に進める。このことにより、基金を活用した学生に対する奨学事業（経済的に困窮した学生、本学学生の海外留学や外国人留学生への支援等）を、平成27年度の支援状況に比し、第3期中期目標期間末には2倍以上に拡充する。

## 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

70 複数年契約の対象拡大やスケールメリットを活かした多様な契約形式の導入、IT機器の機能を最大限に活用した事務処理の効率化、福利厚生施設などの見直しなどによりコストを削減する。

71 京都議定書目標達成計画が策定された平成17年度を基準として、毎年1%以上のエネルギーの低減を目標とし、光熱水量を削減する。

## 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

72 大学運営資金について、毎年度「余裕金運用計画」を作成し、年間を通じて平均1億円以上の資金運用を行い、運用益を確保する。

73 保有する資産（土地・建物等）の有効利活用を促進し稼働率を向上させる。また、利用料を徴収する施設等については、第2期中期目標期間中の利用状況に比して10%以上増加させる。

# IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

## 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

74 平成29年度までに、本学自己点検・評価基準の国際交流及び地域連携に関する基準の見直しを行う。また、自己点検・評価及び学外有識者による外部評価を実施し、大学運営の改善に結び付ける。

75 中期計画の進捗管理及び大学運営の改善に活用するため、本学の活動（学生の入学、就職、学修面）に関するIR機能を強化するとともに、監事による監査とも連携した評価を行う。

## 2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

76 本学の知名度を上げるため、第2期中期目標期間に策定した広報の3つの柱「ヴィジュアル戦略、統一イメージ戦略、報道・地域協働戦略」をさらに発展させる。具体的には、作成したイメージキャラクターの着ぐるみやロゴマーク、ロゴタイプ、コミュニケーションマーク及びスローガンを積極的かつ統一的に活用するほか、ロゴマーク等に基づくグッズなどを作成する。また、統一イメージ戦略のため設けたデザイン相談ルームを継続活用する。さらに、パブリシティによる情報発信を推進

するため、地域の報道機関との定期的な情報交換の機会を設けるなどより積極的な広報を行う。

- 77 大学教員の教育研究活動や学会での受賞、論文や出版物などの研究成果に関する情報を集約し大学のウェブサイトだけでなく、各種情報メディアを活用して広く学内外に発信する。
- 78 本学の広報活動に対する受け手側の意見を得るために、大学説明会における参加者アンケートや広報誌に対するWebアンケート等を実施し、これらの意見等を踏まえ内容を充実する。また、大学広報誌の編集作業に学生を参画させることで、学生が求める情報や分かりやすい内容の記述に配慮した情報を発信する。

## V その他業務運営に関する重要目標を達成するためによるべき措置

### 1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- 79 大学改革を踏まえ、キャンパスの目指すべき姿やキャンパスの整備、活用の方向性を明確にしたキャンパスマスターplanを充実し、安全・安心な教育研究環境の基盤を確保するため、老朽化対策及び機能改善等の整備を推進する。  
その際、よりアクティブ・ラーニングに適した学修環境、エコキャンパスなどの観点を重視して整備を行う。
- 80 教員・学生の流動性や教育研究組織の変更に柔軟に対応でき、かつ、固定化しないような教育研究スペースの配分を行うため、共同利用スペースを平成27年度の2倍以上に拡充するなど、施設の有効活用を進める。

### 2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- 81 学生等及び教職員の健康の保持、健康意識の向上のため、健康に関する教育、研修や啓発活動等を実施する。
- 82 自然災害等から学生等及び教職員の安全を確保するため、中越地震、東日本大震災等の教訓を踏まえた防災教育、地震、火災等の災害を想定した防災等に関する訓練や啓発活動等を実施する。また、附属学校において、地震、火災等の災害や、不審者対応の訓練に加え、本学が所在する地域性を考慮し、降雪期における訓練を実施する。

### 3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

- 83 研究費を含めた予算の適正な執行を担保するため、学内関係規則、本学の研究費不正使用防止計画及び本学で独自に作成している「会計ルールハンドブック」を全教職員に周知するとともに、毎年度、コンプライアンス教育を実施する。また、発注業務の一元化により教員発注を行っていない本学の体制を維持し、リスク管理を徹底した上で、毎年度、監事及び監査室による内部監査においてモニタリング、リスクアプローチ監査を実施する。
- 84 研究活動の不正行為を未然に防ぐため、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を受けて定めた、本学の体制及び規程等に基づき、教授会、新任職員研修、科学研究費助成事業説明会や、新入生オリエンテーション等の機会

に研究倫理教育などを実施するとともに、若手研究者の支援や学長名による定期的な通知による啓発指導等、不正防止に向け全学体制で取り組みを行う。

- 85 「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」の本学における適用範囲を、心理学、社会学、教育学関係で倫理上の問題の生じるおそれがある研究に拡大して適用し、その内容を教員に理解させるとともに当該の研究については倫理審査委員会による審査を受けるよう周知・指導を徹底する。
- 86 情報セキュリティの確保について、各種情報機器やＩＣＴ活用技術の進歩の状況を踏まえ、常に最新の対策等情報を学生、教職員に周知するとともに、新入生を対象とした講習会や全学の構成員を対象とした定期的な講演会を開催するなど、技術的、物理的、人的側面から対策の強化を推進する。
- 87 各種ハラスメントを含めた、非違行為を未然に防ぐための学生及び教職員を対象とする啓発活動や研修会などの取り組みを、e-ラーニング等各種の方策を活用し毎年度実施する。

## **VI 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画**

別紙参照

## **VII 短期借入金の限度額**

### **1 短期借入金の限度額**

763, 376千円

### **2 想定される理由**

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

## **VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画**

### **1 重要な財産を譲渡する計画**

予定なし

### **2 重要な財産を担保に供する計画**

予定なし

## **IX 剰余金の使途**

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

## X その他

### 1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
小規模改修	総額 168	(独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金(168)

(注1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について平成28年度以降は平成27年度同額として試算している。なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、(独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

### 2 人事に関する計画

学校教育に関連した実践的な教育を推進するため、学校現場での指導経験を持つ大学教員の割合が、第3期中期目標期間末には約5割となるよう教員を確保する。また、組織を活性化させるため、若手教員の採用を進めるとともに、年俸制・任期制を活用した採用を行う。

学校現場で指導経験のない大学教員に対しては、附属学校等において学校現場の実態と課題などについて理解を深めるための研修を実施する。

事務系職員のキャリアアップと組織の活性化を図るため、毎年度他機関との人事交流を行うとともに、事務系の全職員に毎年度1回以上、スタッフ・ディベロップメント研修等の研修を受講させる。

男女共同参画を推進するため、教職員の2割以上が女性となるように採用計画を進めるとともに、女性の管理職登用を推進し、管理職に占める女性教職員の割合を、第3期中期目標期間末までに2割以上とする。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 16,631百万円(退職手当は除く)

### 3 中期目標期間を超える債務負担・PFI事業、長期借入金、リース資産

予定なし

### 4 積立金の使途

前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。

- ・ 教育、研究に係る業務及びその附帯業務

**別表（収容定員）**

学校教育学部	640	人
学校教育研究科	600	人
うち 修士課程	260	人
専門職学位課程	340	人

(別紙)予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

**1. 予 算**

**平成28年度～平成33年度 予算**

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	18,064
施設整備費補助金	0
船舶建造費補助金	0
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	168
自己収入	5,684
授業料及び入学料検定料収入	5,133
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	551
产学連携等研究収入及び寄附金収入等	907
長期借入金収入	0
計	24,823
支出	
業務費	23,748
教育研究経費	23,748
診療経費	0
施設整備費	168
船舶建造費	0
产学連携等研究経費及び寄附金事業費等	907
長期借入金償還金	0
計	24,823

**[人件費の見積り]**

中期目標期間中総額 16,631百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注) 人件費の見積りについては、平成29年度以降は平成28年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人上越教育大学退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として交付される金額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

## [運営費交付金の算定方法]

- 毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

### I [基幹運営費交付金対象事業費]

- ① 「教育研究等基幹経費」：以下の事項にかかる金額の総額。D（y-1）は直前の事業年度におけるD（y）。
- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。
  - ・ 附属学校の教育研究に必要な教職員のうち、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。
  - ・ 学長裁量経費。
- ② 「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E（y-1）は直前の事業年度におけるE（y）。
- ・ 学部・大学院及び附属学校の教育研究に必要な教職員（①にかかる者を除く。）の人事費相当額及び教育研究経費。
  - ・ 附属施設等の運営に必要となる教職員の人事費相当額及び事業経費。
  - ・ 法人の管理運営に必要な職員（役員を含む）の人事費相当額及び管理運営経費。
  - ・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。
- ③ 「機能強化経費」：機能強化経費として、当該事業年度において措置する経費。

### 〔基幹運営費交付金対象収入〕

- ④ 「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。（平成28年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外。）
- ⑤ 「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分等）、授業料収入（収容定員超過分等）及び雑収入。平成28年度予算額を基準とし、第3期中期目標期間中は同額。

### II [特殊要因運営費交付金対象事業費]

- ⑥ 「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y)$$

1. 毎事業年度の基幹運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) - G(y)$$

- 
- (1)  $D(y) = D(y - 1) \times \beta$  (係数)  
(2)  $E(y) = \{E(y - 1) \times \alpha\} \times \beta$  (係数) ±  $S(y)$  ±  $T(y)$   
    +  $U(y)$   
(3)  $F(y) = F(y)$   
(4)  $G(y) = G(y)$
- 

$D(y)$  : 教育研究等基幹経費 (①) を対象。

$E(y)$  : その他教育研究経費 (②) を対象。

$F(y)$  : 機能強化経費 (③) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

$G(y)$  : 基準学生納付金収入 (④)、その他収入 (⑤) を対象。

$S(y)$  : 政策課題等対応補正額。

新たな政策課題等に対応するための補正額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

$T(y)$  : 教育研究組織調整額。

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

$U(y)$  : 教育等施設基盤調整額。

施設マネジメントにおける維持管理の状況に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

## 2. 每事業年度の特殊要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$B(y) = H(y)$

---

$H(y)$  : 特殊要因経費 (⑥) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

### 【諸係数】

$\alpha$  (アルファ) : 機能強化促進係数。△0.8%とする。

第3期中期目標期間中に各国立大学法人における教育研究組織の再編成等を通じた機能強化を促進するための係数。

$\beta$  (ベータ) : 教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、運営費交付金で措置される「機能強化経費」及び「特殊要因経費」については、平成29年度以降は平成28年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、船舶建造費補助金、大学改革支援・学位授与機構施設費交付金及び長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに产学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成28年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 产学連携等研究収入及び寄附金収入等は、版権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費、施設整備費及び船舶建造費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 产学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、产学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、変動要素が大きいため、平成28年度の償還見込額により試算した支出予定額を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「教育研究組織調整額」、「教育等施設基盤調整額」については、0として試算している。また、「政策課題等対応補正額」については、平成29年度以降は、平成28年度と同額として試算している。

## 2. 収支計画

### 平成28年度～平成33年度 収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	2 4 , 6 4 4
経常費用	2 4 , 6 4 4
業務費	2 3 , 1 4 2
教育研究経費	4 , 2 8 7
診療経費	0
受託研究費等	8 7 9
役員人件費	4 3 9
教員人件費	1 2 , 4 3 0
職員人件費	5 , 1 0 7
一般管理費	1 , 0 5 5
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	4 4 7
臨時損失	0
収入の部	2 4 , 6 4 4
経常収益	2 4 , 6 4 4
運営費交付金収益	1 7 , 7 6 0
授業料収益	4 , 0 5 4
入学金収益	7 8 3
検定料収益	1 4 3
附属病院収益	0
受託研究等収益	8 7 9
寄附金収益	2 7
財務収益	0
雑益	5 5 1
資産見返負債戻入	4 4 7
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

### 3. 資金計画

#### 平成28年度～平成33年度 資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	24,861
業務活動による支出	24,198
投資活動による支出	624
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	39
資金収入	24,861
業務活動による収入	24,654
運営費交付金による収入	18,064
授業料及び入学料検定料による収入	5,133
附属病院収入	0
受託研究等収入	879
寄附金収入	27
その他の収入	551
投資活動による収入	168
施設費による収入	168
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前中期目標期間よりの繰越金	39

注) 施設費による収入には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構における施設費交付事業にかかる交付金を含む。